

医療法人社団 山口歯科医院の施設基準

当院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生（支）局に届出を行っており、患者さんに安心・安全で質の高い歯科医療を提供しています。

1. 届出済みの施設基準・加算等

- **歯科初診料の注 1 に規定する基準**
院内感染防止対策に十分な体制を整備し、必要な機器を備えたうえで、研修を受けた常勤歯科医師・スタッフが対応しております。
- **医療情報取得加算**
オンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証利用が可能です。患者さんの薬剤情報や健診情報等を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めています。
- **医療 DX 推進体制整備加算**
オンライン資格確認を活用し、診療時に必要な情報を取得・活用する体制を整備しています。
- **明細書発行体制等加算**
診療報酬の算定項目が明確にわかる明細書を無料で発行しております（不要な場合はお申し出ください）。
- **歯科口腔リハビリテーション料 2**
顎関節症の治療として、顎関節治療用装置の製作および指導・訓練を実施しています。
- **歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準**
在宅で療養中の患者さんに対し、訪問診療を行っています。
- **クラウン・ブリッジ維持管理料**
装着したクラウンやブリッジの維持管理を 2 年間行います。
- **CAD/CAM 冠・インレー**
コンピュータ支援設計・製造装置による補綴物の治療を行っています。
- **歯科外来診療医療安全対策加算 1**
医療安全管理者を配置し、AED を備えるなど緊急対応体制を整備しています。
- **歯科外来診療感染対策加算 1**
院内感染管理者を配置し、感染防止策を徹底しています。
- **歯科治療時医療管理料**
他科主治医・病院と連携し、全身管理のもとで歯科治療を実施しています。

- **在宅患者歯科治療時医療管理料**

在宅療養中の患者さんの全身状態を管理し、保険医療機関と連携した緊急対応体制を整備しています。

- **小児口腔機能管理料の注 3 に規定する口腔管理体制強化加算**

歯科疾患の重症化予防に資する継続管理、高齢者・小児の心身の特性、口腔機能の管理及び緊急時対応等に係る研修を全て修了するとともに、う蝕や歯周病の重症化予防に関する継続管理の実績があり、地域連携に関する会議等に参加しています。自動体外式除細動器（AED）を常備しています。

2. その他の掲載事項

- **個人情報保護について**

問診表等を含む個人情報は、「個人情報保護法」に基づき、適正な目的にのみ使用いたします。

- **新規義歯作製について**

保険適用による新規義歯の作製は、前回作製より 6 か月以上経過している必要があります。

- **予約診療について**

予約診療を実施しています。診療時間や予約方法については、受付またはお電話にてお問い合わせください。

- **保険外併用療養費の取り扱い**

- **金属床義歯**：保険適用外の金属床による義歯をご希望の場合は、費用負担と保険補填の詳細をご案内いたします。
- **小児のう蝕管理**：16 歳未満の患者さんには、う蝕予防の指導管理およびフッ素塗布を行っており、費用の詳細については別途ご説明いたします。

- **在宅医療 DX 情報活用加算**

電子資格確認体制を備え、質の高い在宅診療のために必要な情報を取得・活用しています。

- **在宅療養支援歯科診療所 2**

訪問診療に際し、歯科医療面から支援できる体制等を確保し、地域医療連携体制の円滑な運営を図るべく、下記の病院や医院と 連携し、緊急時の対応を確保しています。

- **一般名処方加算・外来後医薬品使用体制加算**

医薬品の一般名処方や、外来後に必要となる医薬品の提供体制を整えています。